

社会福祉法人倫照会 役員報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人倫照会（以下「倫照会」という。）の理事、評議員及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員は、常勤の役員（倫照会が経営する施設等に勤務する者をのぞく。）に対して支給する。

(費用弁償)

- 第3条 理事長が施設運営等のために出勤したときは、日当10,000円を支給する。
- 2 役員が本法人に関する職務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
 - 3 前項の規定により支給する額及び方法等については、リバーサイド学園木花旅費規程に定める上級の職の者に関する規程を準用する。
 - 4 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、日当6,000円を支給する。監事が監査をしたとき及び監事又は理事長が行政機関等の指導監査等の立ち会いをしたときは日当8,000円を支給する。

附 則

この規程は平成11年12月1日より施行する。

平成13年3月17日一部改正

平成13年10月1日一部改正

平成15年3月20日一部改正

平成15年5月20日一部改正